上の子が在園していて，ご両親がそろって育児休業を取得する場合，「保育の必要性」の事由として認められない状況ではありますが，母親の産前産後休業期間中に限って，通算して 60 日までは，特例的に上の子の在籍を認めます。父親が育児休業を取得する場合は，職場からの育児休業証明書を事前にお通いの園をとおし提出し，育児休業が終了した場合は，同様に復職証明書のご提出をお願いいたします。

なお，この父親の育児休業においては，保育時間や保育の必要な事由の変更届は特に必要ありません。

また，母親の産前産後休業明けにご両親がそろって長期の育児休業を取得する場合は，保育支給認定ができません。在園中のお子さんは退園していただくか，幼稚園または認定こども園の 1 号部分をご利用ください。

【教育・保育支給認定の考え】

（例）

上記の期間中であれば，父親が育児休業取得中（60 日以内）でも，保育施設の利用が可能です。